

意見書案第5号

平成26年9月26日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

文教福祉委員会
委員長 大島一郎

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則
第13条第2項の規定により提出する。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1／2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じ、この5年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円にもものぼっている。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私立高校生には就学支援金が支給された。しかし、愛知県は財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、入学金や授業料以外の月納金を除く授業料平均額の無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8千8百円軽減された一方で、私学助成は2万4千円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。折からの不況もあり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒も未だ相当数存在している。

また、公立が無償化されたため、学費の公私格差が学校選択の障害となり、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

今年度より国は「高校無償化」を見直し、年収910万円の所得制限を導入する一方で、父母負担の公私格差を是正するために、私学の中低所得者層には就学支援金を加算した。それに伴い、愛知県の私学関係予算は、授業料助成が拡充され、低所得者層（甲ランク）の入学金補助を10万円から15万円に増額するとともに、新たに給付型奨学金制度実現、中所得者層（乙ランク）への助成額も4年ぶりに増額した。また、

学校への経常費助成も一人当たり6,570円増額し、ようやく平成10年度水準を回復した。しかしながら、父母負担の公私格差は、まだ大きく残っており、多くの県民が私学を自由に選択できないのが実態である。経常費助成も「国基準単価」に未だ3,542円不足している。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

従って、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成26年9月26日

愛知県愛西市議会

愛知県知事 殿